

6 1 号事件

第 1 審査会の結論

本件異議申立については、実施機関の判断は妥当である。

第 2 異議申立人の異議申立の要旨

異議申立人が開示を求める文書は、「所得税法調書等の作成、送付及び提出について」（伺書含む）の文書である。平成 25 年の前記文書は開示されたが、平成 24 年以前の同様の文書は、不存在であるとして実施機関は、非開示にした。しかし平成 24 年以前の文書も存在するので開示を求める。

第 3 実施機関の説明の要旨

異議申立人が開示を求める文書は不存在である。

第 4 審査会の判断

審査会が判断すべき争点は、
異議申立人が請求している文書が、存在するか否かである。

- 1 異議申立人は、平成 25 年以前の「所得税法調書等の作成、送付及び提出について」の文書を、契約監理課に情報開示請求をしたところ、平成 21 年から 24 年までの文書が開示されたので、実施機関においても保管しており、前記各文書が不存在であるということはありません。
- 2 桑名市文書等管理規程第 32 条によると「完結した文書等は、法令等で保存期間が定められているもののほか、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間において保存し、又は保管するものとする。」とあり、その区分は下記のようになっている。
 - (1) 第 1 種 20 年以上保存
 - (2) 第 2 種 10 年保存
 - (3) 第 3 種 5 年保存
 - (4) 第 4 種 3 年保存
 - (5) 第 5 種 1 年保管

そして、前記保存期間は、文書保存期間基準表（別表 2）（以下単に基準表という）に準じて定めることとなっている（同規程 32 条 2 項）。

- 3 基準表によると第 1 種及び第 2 種に該当する文書は、①条例、規則、令達、公示に関する文書で重要なもの、②契約書で重要なもの、③公用財産に関する文書、④職員の身

分に関する文書、⑤歴史資料に該当する文書、⑥予算及び決算に関する文書、⑦訴訟等に関する文書等であり、「所得税法調書等の作成、送付及び提出について」の文書は、第1種及び第2種の文書には該当しない。

基準表の第3種の文書は、5年間保存で、その文書は、①令達及び公示に関する文書、②諸契約に関する文書、事務事業の計画及びその計画に関する文書、③職員の給与に関する文書、④表彰等に関する文書、⑤照会及び回答並びに往復文書で重要なもの、⑥その他5年間保存を必要とする文書等になっている。

基準表の第4種の保存期間3年の文書は、①第1種から第3種に属しない文書、②その他3年間保存が必要と認められる文書である。

基準表の第5種の保管期間1年の文書は、①第1種から第4種に属さない文書で、1年間保管が必要と認められる文書である。

したがって、第4種と第5種の文書は、「各上位の基準文書に該当するか否か」と、「3年間保存が必要か」、「1年間保管が必要か」で区分されることとなる。

- 4 本件文書は、「所得税法調書等の作成、送付及び提出について」と題する文書であり、文書右肩には「事務連絡」と記載があり、その記載内容については、作成年月日、提出期限、税率の記載などが、年により異なることがあるが、記載内容は同一の定例的、定式的な文書であることからして、内部の連絡文書であることはその体裁から明白であり、基準表の第3種の文書には該当しない。

本件文書は、前記のとおり毎年各課に送付される定例的な事務連絡文書であること、その内容も定式的な文書であること、今までも事務連絡文書は、軽易な内部文書であるとして、1年間保管後は、廃棄処分をしていたことなどを総合的に考えると、3年間保存をしておかなければ、事務手続上、支障が生じるような文書とはいえない。したがって、本件文書は、1年間保管の第5種文書に該当する。

- 5 以上から、実施機関が、1年を経過した本件文書を廃棄処分にし、現在、存在しないとしたことは首肯できるため、非開示としたのは妥当である。よって、本件異議申立には理由がない。

なお、異議申立人が、契約監理課に本件文書の開示請求をしたところ、平成21年から同24年までの文書が開示されたのは、たまたま、契約監理課が本件文書のコピーを保存していたからにすぎず、契約監理課にコピー文書があったからといって、実施機関でも同様な文書が存在するという理由にはならない。

6 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年10月31日	・不服申立諮問書受理
11月5日	・実施機関に対し公文書非開示理由説明書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
11月12日	・実施機関から公文書非開示理由説明書及び審査会会議出席届出書を受理
11月13日	・異議申立人に対し公文書非開示理由説明書の送付、意見書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
12月5日	・書面審理 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審査 (第1回審査)
平成26年12月26日	・答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	石 坂 俊 雄	弁護士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大学講師
委 員	福 井 悦 子	弁護士
委 員	庄 司 俊 哉	弁護士
委 員	田 中 里 美	大学講師